

第6章 地震・津波災害対策計画

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、江差町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 江差町における地震・津波の想定

1. 地震想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近や、アムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく二つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と、1993年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道での想定地震は「図1」及び「表1」となる。

(1)海溝型地震

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖・積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。北海道が示す想定のうち、江差町に影響を与える可能性のある地震は以下のとおりである。

ア. 北海道南西沖（T7）

北海道南西沖では、1993年に M7. 8の地震が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

イ. 積丹半島沖（T8）

積丹半島沖では、1940年に M7. 5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

(2) 内陸性地震

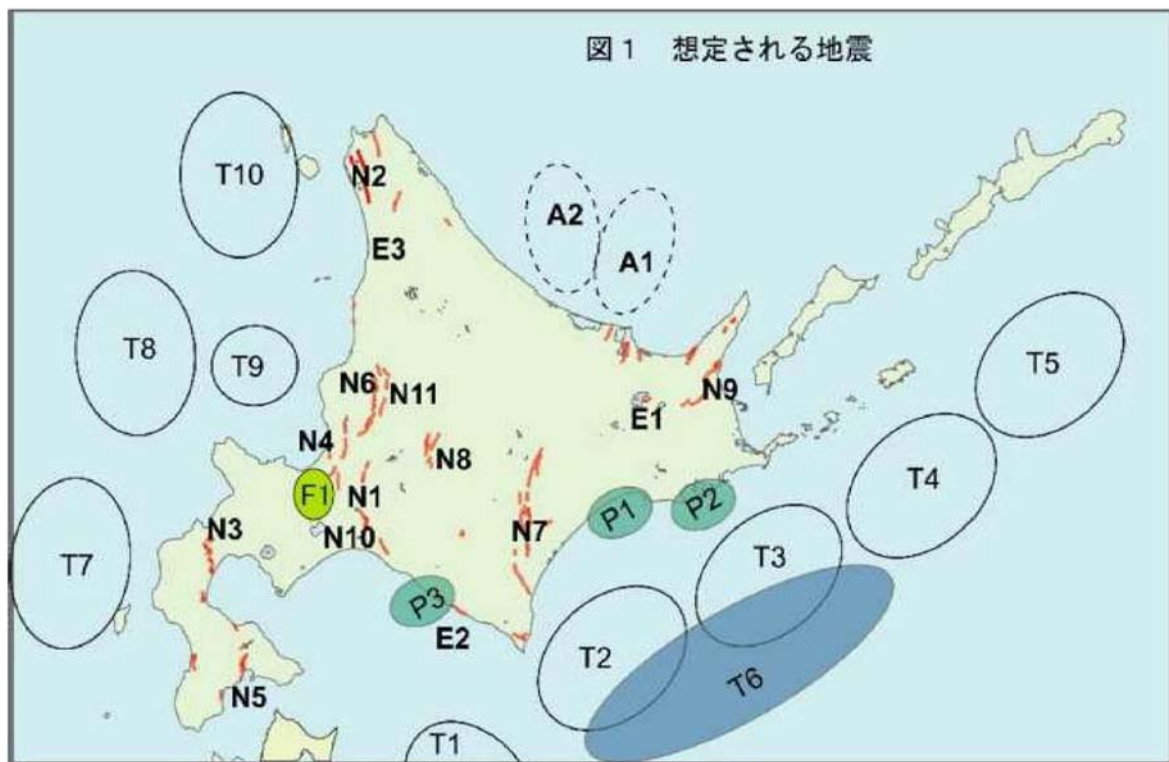
道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が、評価を発表しているのは11の活断層帯で、M7.0以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。北海道が示す想定のうち、江差町に重大な影響を与える可能性のある地震は以下のとおりである。

ア. 黒松内低地断層帯 (N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町・長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体として M7.3 程度以上の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 5% で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

イ. 函館平野西縁断層帯 (N5)

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0～7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。



「表 1」

地 震		断層モデル※	例（発生年）	位置	マグニチュード	長さ（km）
海溝型地震						
（千島海溝／日本海溝）						
T1	三陸沖北部	地震本部／中防	1968年	既知	8.0	---
T2	十勝沖	地震本部／中防	2003年	既知	8.1	---
T3	根室沖	地震本部／中防	1894年	既知	7.9	---
T4	色丹島沖	地震本部／中防	1969年	既知	7.8	---
T5	択捉島沖	地震本部／中防	1963年	既知	8.1	---
T6	500年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	---
（千島海溝／日本海溝）						
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8	---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8	---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5	---
T10	北海道北西沖	地震本部／中防	未知	推定	7.8	---
（プレート内）						
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5	---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2	---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2	---
内陸型地震						
（活断層帯）						
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N7	十勝平野 主 部 光地園	地震本部		既知		
					8.0	88
					7.2	28
N8	富良野 西 部 東 部	地震本部		既知		
					7.2	28
					7.2	28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N11	沼田－砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
（伏在断層）						
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	---
（既往の内陸地震）						
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5	---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1	---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5	---
（オホーツク海）						
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8	60
A2	紋別沖（門別構造線）	---	未知	推定	7.9	70

※ 断層モデルを公表している機関、地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

(3) そ の 他

上記のほか、青森県西方沖・チリ沖などにおいて発生する地震・津波、また、火山活動に伴う地震・津波に対しても注意を要する。なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、「表 2」のとおり。

「表 2」

【活断層】

主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動 間 隔	最新活動 時 期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～ 17000年	14000年前 以後
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20% 以下	3600年～ 5000年程度以上	約5900年前 ～4900年前
石狩低地東縁断層帯（主部）	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ 0～ 0.002%	1000年～ 2000年程度	1739年前～ 1885年
同（南部）	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度 以上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～ 15000年程度	約11000年前 ～2200年前
増毛山地東縁断層帯・沼田- 砂川付近の断層帯 （増毛山地東縁断層帯）	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上	不明
同 （沼田-砂川付近の断層帯）	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯（西部）	7.2程度	ほぼ 0～ 0.03%	ほぼ 0～ 0.05%	ほぼ 0～ 0.1%	4000年程度	2世紀～ 1739年
同（東部）	7.2程度	ほぼ 0～ 0.01%	ほぼ 0～ 0.02%	ほぼ 0～ 0.05%	9000年～ 22000年程度	約4300年前 ～2400年前
十勝平野断層帯（主部）	8.0程度	0.1～ 0.2%	0.2～ 0.3%	0.5～ 0.6%	17000年～ 22000年程度	不明
同（光地園断層）	7.2程度	0.1～ 0.4%	0.2～ 0.7%	0.5～1%	7000年～ 21000年程度	約21000年前 以後に2回
標津沖断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年～ 8000年	約5100年前 以後

（注）平成28年1月1日現在

【海溝型地震】

主要断層帯名		地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率			平均活動 間 隔	最新活動 時 期
				10年以内	30年以内	50年以内		
	択捉島沖	8. 1前後		20%程度	60～70%	90%程度	72. 2年	52. 2年前
	色丹島沖	7. 8前後		10～20%	60%程度	80～90%	72. 2年	46. 4年前
	根室沖	7. 9程度	連動 8. 3 程度	10%程度	50%程度	80～90%	72. 2年	42. 5年前
	十勝沖	8. 1程度		ほぼ 0～ 0. 008%	2～6%	30～40%	72. 2年	12. 3年前
	東北地方太平洋沖型	Mw8. 4～9. 0		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	600年程度	4. 8年前
	三陸沖から房総沖の 海溝寄り（津波地震）	M t 8. 6～9. 0 前後		9%程度	30%程度	40%程度	103年	—
	三陸沖北部	8. 0前後 M t 8. 2前後		ほぼ0～2%	2～20%	50～60%	約97. 0年	47. 6年前
	宮城県沖	7. 4前後		不明	不明	不明	—	—
	北海道北西沖の地震	7. 8程度		0. 002～ 0. 04%	0. 006～ 0. 1%	0. 01～ 0. 2%	3900年程度	約2100年前
	北海道西方沖の地震	7. 5前後		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年 程度	75. 4年前
	北海道南西沖の地震	7. 8前後		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年 程度	22. 5年前
	青森県西方沖の地震	7. 7前後		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年 程度	32. 6年前

（注）平成28年1月1日現在

2. 想定地震・津波

北海道では、平成5年の北海道南西沖地震や平成15年の十勝沖地震をはじめ、度々、津波被害が発生しており、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波による人的被害を最小限に食い止めるためには、的確・迅速な避難が最も重要となり、予想される地震による津波についてシミュレーションを行い、津波による浸水範囲を明らかにするため、北海道沿岸の津波予測図の点検・見直しを検討し、北海道日本海沿岸（稚内市から松前町の沿岸及び内陸市町村）において、最大クラスの津波が想定される浸水の区域及び水深を設定した「津波浸水想定」が平成29年2月に公表された。

3. 津波浸水想定

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定され、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される、浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものである。

(1) 江差町における浸水想定値

日本海沿岸の津波浸水想定は、最大マグニチュード7.9の地震を想定しており、数100年～1000年に1回程度の頻度で発生する、甚大な被害を及ぼす規模の津波を想定している。なお、江差町の主な浸水想定値は次のとおりである。

【江差町の主な浸水想定値】

代 表 地 点	影響開始時間	第1波到達時間	津波水位	最大遡上高
柳崎町(厚沢川河口)	5分	8分	10.9m	15.46m
泊 町	4分	8分	13.4m	17.25m
江 差 港	3分	7分	6.2m	12.18m
五勝手漁港	3分	7分	7.9m	10.99m

浸水想定面積：520ha

- 津波影響開始時間：海岸線において、初期水位から20cmの変化が生じるまでの時間（人命に影響が出る、又は恐れのある水位の変化）。
- 津波第一波到達時間：海岸線において、第一波の津波水位が最大となるまでの時間
- 津波水位（津波高）：津波来襲時の海岸線での海面の高さで、標高で表示される。
- 最大遡上高：浸水域の外縁における地盤高のうち最大の高さで、標高で表示される。
- 浸水域（浸水想定面積）：海岸線から陸に津波が遡上することが想定される区域（面積）。

4. 対策の基本的な考え方

「津波浸水想定」では、津波の高さ・到達時間及び浸水域が大幅に拡大されたことから、町民の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、ハザードマップの整備や避難路の確保など、町民の避難を軸に対策を講ずるものとする。

第2節 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び防災関係機関は「第4章 予防計画」の定めるところにより、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

本節では、第4章に定めることのほか、特に地震津波災害対策において必要と思われる対策を示す。

1. 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物・土木構造物・通信施設・ライフライン施設・防災関連施設など構造物・施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(1) 地震に強いまちづくり

- ①町及び防災関係機関は、避難路・避難地・防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園及び河川など骨格的な基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した地震に強いまちづくりを図る。
- ②町及び防災関係機関並びに施設管理者は、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発生時の応急体制の整備を強化する。
- ③町は、防災拠点施設・備蓄倉庫・避難路・耐震性貯水槽・遠隔吹鳴システム等について、特に緊急の防災関連施設として整備充実に努めるものとする。

(2) 建築物の耐震・不燃化の推進

①防災上重要な公共施設の整備

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、役場をはじめ防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。また、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

②一般建築物の耐震性の向上

町は、住宅をはじめとする建築物の耐震化の重要性を広く住民・事業所等に広報を行い、町内の建築物の耐震性を高めるための相談・指導体制の整備を推進するとともに、建築基準法等の遵守の指導等に努める。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

③文化財保護のための整備

町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

(3) 道路の整備

震災時において道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難及び緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。このため、町及び防災関係機関は、市街地では主要道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計や道路のネットワーク化を推進するとともに、高齢者や障がい者等の避難行動要支

援者に配慮し、道路のバリアフリー化を推進する。

また、郡部では避難場所に通ずる道路の確保に努めるものとするが、特に沿岸集落等では震災時の孤立化を阻止するため、内陸地域へ通ずる道路の確保に努めるものとする。

(4)公園・緑地等の整備

災害時における避難地あるいは防火帯として、また、震災後の復旧拠点基地・救援基地の機能を有する公園・緑地・グラウンド等の整備を推進するとともに、公共・公益施設や民間事業所での植樹等による緑化推進を図り、延焼の防止を図るものとする。

(5)水道施設及び下水道等排水施設の整備

町は、老朽管の布設替えを推進するとともに、本町の地盤の状況等も考慮し、配水管の整備・取り替え等、耐震強化対策を実施していくものとする。また、ライフライン事業者は、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設及び灌漑用水・営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化・震災後の復旧体制の整備・資機材の備蓄等に努める。

(6)消防水利の確保

大規模地震では、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられるため、耐震性防火水槽等の設置や海、河川等の自然水利を利用した多角的な方策による消防水利の確保に努めるものとする。

(7)通信連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。なお、震災時には、施設の被害又は町内外からの急激な通話料の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策の検討が必要である。

ア．各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保

イ．停電時の非常用電源の確保

ウ．通信設備の耐震化・免震化の推進

(8)液状化対策等

町・防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

(9)危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

(10)災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

(11) 予防対策の推進

町は、地震による災害発生の未然防止や被害の軽減を図る予防対策として、「第4章 予防計画」の定めるところにより、各種予防対策の計画的な推進を図るものとする。

- ①積雪時における地震の発生の場合、積雪による避難場所・避難道路等の確保に支障が生じることが懸念されるため、「第4章第4節 雪害予防計画」の定めるところにより、雪害対策等の推進に努める。
- ②地震に起因して発生する多発火災・大規模火災・危険物火災等を防止するため、地震時における出火の未然防止・初期消火の徹底等の火災予防対策等については、「第4章第9節 消防計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。
- ③地震災害応急対策を円滑に実施するため、「第9章第1節 防災訓練計画」の定めるところにより、単独又は関係機関と緊密な連絡をとり各種の防災訓練を実施し、地震防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上に努める。
- ④地震防災諸活動を円滑に行い、かつ地震防災の成果をあげることを目的として、「第10章第1節 防災思想普及・啓発計画」の定めるところにより、防災関係者及び町民に対して災害予防及び応急対策等の防災知識の普及・啓発に努める。
- ⑤地震発生時における要配慮者の安全の確保については、「第4章第12節 避難行動要支援者対策計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。
- ⑥町民は、「本節8 町民の心構え」の定めるところにより、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚をもち、平常時より地震災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することに努めるものとする。また、地震災害発生時には、家庭又は職場において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害を最小限に止めるための必要な措置をとるものとする。
- ⑦地震災害発生の防止や災害発生時の被害の軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに、町民や事業所等が自主防災組織を結成・活動することが極めて重要であり、「第4章第13節 自主防災組織の育成等に関する計画」の定めるところにより、その普及啓発及び指導育成の推進に努める。

(12) 津波に強いまちづくり

津波対策の対象地域は、原則として海岸区域の全域とし、その災害予防対策に関しては次のとおりとする。

- ア．津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- イ．町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- ウ．町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

2. 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ア. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
- イ. 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波や、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(2) 津波予報・避難勧告等の伝達体制の整備

① 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や北海道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、指定緊急避難場所・経路や遠隔吹鳴システムなど住民への多重化・多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

② 津波警報等・避難勧告等の伝達体制の整備

ア. 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

- a 札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日・夜間・休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- b 北海道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

イ. 通報・通信手段の確保

町は、住民等に対して大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を図るため、走行中の車両・船舶・海水浴客・釣り人・観光客等にも確実に伝達できるよう、遠隔吹鳴システム・北海道防災情報システム・テレビ・ラジオ・携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため多様な手段を確保する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

ウ. 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合・海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力を確保する。

(3) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

①町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関は地域住民・事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導・避難援助等の実践的訓練を実施に努めるものとする。

②学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

(4) 津波警報の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌等を活用して津波警戒に関する次のような事項について周知徹底を図る。

①一般住民に対し周知を図る事項

- ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに自主的に海浜等から離れ、できるだけ高い安全な場所に避難する。
- イ. 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ. 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。第二波・第三波などの後、続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- エ. 強い揺れを伴わず、危険を体感しないまま押し寄せる、いわゆる津波地震や縁地地震の発生可能性がある。
- オ. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報は、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があるため、発表時にとるべき行動について知っておく。
- カ. 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容は、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- キ. 正しい情報をラジオ・テレビ・インターネット・遠隔吹鳴システム・広報車などで入手する。
- ク. 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ク. 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気をゆるめない。

②船舶関係者に対し周知を図る事項

- ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外に避難（小型船舶の引き上げ等は時間的余裕がある場合のみ行う）する。

- イ. 揺れを感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたら、直ちに港外避難する。
- ウ. 正しい情報をラジオ・テレビ・インターネット・無線などを通じて入手する。
- エ. 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ. 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気をゆるめず、海浜等に近づかない。

③漁業地域において周知を図る事項

- ア. 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- イ. 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- ウ. 避難判断は独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

3. 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震等における出火の未然防止・初期消火の徹底など、火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

なお、この計画に定めのない事項は、「第4章第9節 消防計画」の定めによるものとする。

(1)地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発を行うとともに、火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

(2)火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- ①一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- ②防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織・婦人防火クラブ・少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- ③旅館・ホテル・病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3)予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途・地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- ①消防対象物の用途・地域等に応じて計画的に立入検査を実施する。
- ②消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

(4) 消防力の整備

近年の産業・経済の発展に伴って、高層建築物・危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに、消防技術の向上と消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保・育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

(5) 消防計画の整備強化

檜山広域行政組合消防本部は、防火活動の万全を期するため、消防計画の整備強化を図るとともに、火災予防について次の事項に重点を置く。

- ① 消防力等の整備
- ② 災害に対処する消防地理・水利危険区域等の調査
- ③ 消防吏員及び消防団員の教育訓練
- ④ 査察その他の予防指導
- ⑤ その他火災を予防するための措置

4. 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は次のとおりである。

(1) 建築物の防災対策

① 準防火地域の指定促進

町における準防火地域の規制を維持するとともに、土地利用の動向を勘案し、必要に応じて地域指定の見直しを図るものとする。

② 木造建造物の防火対策の推進

町は、町内の木造建築物について、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

③ 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会の開催など技術者を育成努めるとともに、普及パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導・助言・指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告・命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

④ ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀・石塀・自動販売機等の倒壊を防止するため、町内の主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

⑤窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、主要道路に面する地上3階建以上の建物の窓ガラス・外装材・屋外広告等で落下のおそれのあるものについては、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

⑥被災建築物の安全対策

町は、地震災害時には被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備するものとする。

(2)がけ地に近接する建築物の防災対策

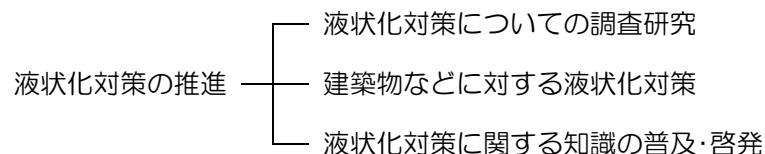
町は、がけの崩壊等で危険を及ぼす区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

5. 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1)液状化対策の推進

町は、防災関係機関との連携のもと、液状化による被害を最小限に止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として、公共事業などの実施にあたっては、現地の地盤を調査し発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性・経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。



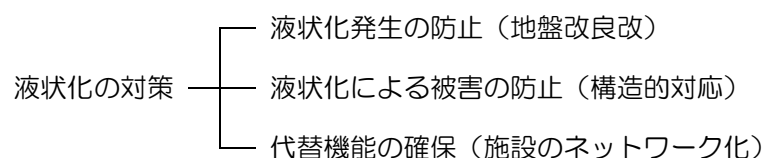
(2)液状化対策の調査・研究

町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行うものとする。

(3)液状化の対策

液状化の対策としては、大別して以下の対策が考えられる。

- ①地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- ②発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策
- ③施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策



(4)液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図るものとする。

6. 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

(1)食料等の確保

①町は、各農業協同組合等食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるとともに、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

②町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(2)防災資機材等の整備

町は、災害時に必要な資機材等の整備充実、また備蓄倉庫の整備を図る上で、北海道が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

7. 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育・研修・訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。

なお、この計画に定めのない事項は、「第10章第1節 防災思想普及・啓発計画」の定めによるものとする。

(1)防災知識の普及・啓発

①町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制・制度・対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

②町は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア. 啓 発 内 容

- a 地震・津波に対する心得
- b 地震・津波に関する一般知識
- c 非常用食料・飲料水・身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- d 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- e 災害情報の正確な入手方法
- f 出火の防止及び初期消火の心得
- g 自動車運転時の心得
- h 救助・救護に関する事項
- i 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- j 水道・電力・ガス・電話などの地震災害時の心得
- k 高齢者・障がい者などの要配慮者への配慮
- l 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ. 普及方法

- a テレビ・ラジオ・新聞及びインターネットの利用
- b 広報誌・広報車の利用
- c 映画・スライド・ビデオ等による普及
- d パンフレットの配布
- e 講習会・講演会等の開催及び訓練の実施

(2)学校における防災知識の普及

- ①学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識向上及び防災の実践活動（地震・津波における避難・保護の措置等）の習慣を積極的に推進する。
- ②児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- ③地震・津波防災教育は、学校等の種別・立地条件及び児童生徒の発達段階に応じた内容のものとして実施する。
- ④社会教育においては、PTA・青年団体・女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

8. 住民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために、必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

(1)家庭における措置

①平常時の心得

- ア. 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ. がけ崩れ・津波に注意する。
- ウ. 建物の補強、家具の固定をする。
- エ. 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ. 飲料水や消火器の用意をする。
- カ. 3日分の食料・飲料水・携帯トイレ・トイレトーパー等の備蓄、非常持出用品（救急用品・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）を準備する。
- キ. 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク. 隣近所と地震時の協力について話し合う。

②地震発生時の心得

- ア. まずわが身の安全を図る。
- イ. 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、廻りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ. すばやく火の始末をする。
- エ. 火が出たらまず消火する。

- オ. ブレーカーを落とす。
- カ. あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- キ. 狭い路地・塀のわき・がけ・川べりには近寄らない。
- ク. 山崩れ・がけ崩れ・津波・浸水に注意する。
- ケ. 避難は徒歩で持物は最小限にする。
- コ. みんなが協力しあって応急救護を行う。
- サ. 正しい情報をつかみ流言飛語に惑わされない。
- シ. 秩序を守り衛生に注意する。

(2) 職場における措置

① 平常時の心得

- ア. 消防計画・予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- イ. 消防計画により避難訓練を実施する。
- ウ. とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- エ. 重要書類等の非常用持出品を確認する。
- オ. 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

② 地震発生時の心得

- ア. すばやく火の始末をする。
- イ. ブレーカーを落とす。
- ウ. 職場の消防計画に基づき行動する。
- エ. 職場の条件と状況に応じ安全な場所に避難する。
- オ. 正確な情報を入手する。
- カ. 近くの職場同士で協力し合う。
- キ. エレベーターの使用は避ける。
- ク. マイカーによる出勤・帰宅等は道路状況等に十分注意すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

(3) 運転者のとるべき措置

① 走行中のとき

- ア. 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- イ. 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル・急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- ウ. 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- エ. 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

② 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないようにする。

(4)緊急地震速報の利用の心得

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動を取る必要がある。緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本である。

①屋内にいるとき

ア. 家庭では

- a 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- b あわてて外へ飛び出さない。
- c その場で火を消せる場合は火の始末を、火元から離れている場合は無理して消火しない。
- d 扉を開けて避難路を確保する。

イ. 人が大勢いる施設では

- a 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- b その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。
- c あわてて出口・階段などに殺到しない。
- d 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

②屋外にいるとき

ア. 街中にいるとき

- a ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- b ビルの壁・看板・割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- c 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

イ. 山やがけ付近にいるとき

- a 落石やがけ崩れに注意する。

ウ. 乗り物に乗っているとき

1)自動車運転中

- a 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- b ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促がしたのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。

2)鉄道・バスに乗車中

- a つり革・手すりなどにしっかりつかまる。

3)エレベーター利用中

- a 最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる。

(5)津波に対する心得

①一般住民

- ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに自主的に海浜等から離れ、できるだけ高い安全な場所に避難する。
- イ. 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ. 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。第二波・第三波などの後、続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- エ. 強い揺れを伴わず、危険を体感しないまま押し寄せる、いわゆる津波地震や縁地地震の発生可能性がある。
- オ. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報は、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があるため、発表時にとるべき行動について知っておく。
- カ. 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容は、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- キ. 正しい情報をラジオ・テレビ・インターネット・遠隔吹鳴システム・広報車などで入手する。
- ク. 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- コ. 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気をゆるめない。

②船舶関係者

- ア. 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- イ. 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- ウ. 避難判断は独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

9. その他必要な対策

その他必要な対策については、「第4章 予防計画」の各節に定めるところにより実施し、予防対策に万全を期する。

第3節 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、「第5章 災害応急対策計画」のそれぞれの計画に基づき災害応急対策の的確な対応を図るものとし、本節では、特に地震・津波災害対策において必要と思われる対策を示す。

1. 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は防災関係機関と連携を図り、災害対策本部を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。また、北海道が現地災害対策本部等を設置したときは、同本部等と連携を図るものとする。

(1) 災害対策組織

町長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施するとともに、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、災害の状況に応じて災害対策組織を設置し、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策本部設置基準

町長は、地震・津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準
1. 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき
2. 北海道日本海沿岸南部に津波警報又は大津波警報（特別警報）が発表されたとき
3. 町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

(3) 災害対策本部組織図

「第3章第1節 組織計画」に定めるところによる。

(4) 災害対策本部の業務分担

「第3章第1節 組織計画」に定めるところによる。

(5) 災害対策本部の廃止

町長は、災害の発生のおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(6) 動 員 計 画

① 配備内容は、次のとおりである。

【配備内容】

配備区分	配備時期	配備内容	配備体制
第一非常配備	1. 震度4の地震が発生したとき 2. 町内沿岸に「津波注意報」が発令されたとき 3. その他本部長が必要と認めたとき	地震・津波の情報収集を行うとともに、災害発生が予想される場合の職員参集連絡を速やかに行える体制とする。 状況により更に次の第二非常配備に移行し得る体制を整えておくこととする。	○本部事務局 ○各対策部長 ○各対策部の責任者（課長職）
第二非常配備	1. 震度5弱または震度5強の地震が発生したとき 2. 町内沿岸に「津波警報」が発令されたとき 3. その他、本部長が当該配備を必要と認めたとき	災害の発生とともに関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動が開始できる体制とする。	○各対策部の全班員
第三非常配備	1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 町内沿岸に「大津波警（報特別警報）」が発令されたとき 3. 予想されない重大な災害が発生したとき。 4. 本部長が当該配備を指示したとき	災害対策本部職員全員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、総力をあげて応急措置を講じ災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護を実施する体制とする。	○各対策部の全班員

備考：災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

②休日・夜間発生時における動員配備

ア. 自主参集

地震・津波災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、上記「第一非常配備体制」にある職員は、勤務時間外・休日等において、強い地震（震度4以上）を感じた場合には登庁し配備体制を図り、周囲の状況から被害状況の把握に努める。

また、前記以外の職員は、テレビ・ラジオ等を視聴し状況把握に努め、電話等により所属長の指示を求め、登庁あるいは自宅待機する。

イ. 非常参集

職員は、勤務時間外・休日等において、大規模な地震が発生した場合に交通途絶のため、所定の配備につくことができないときは、最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。なお、勤務時間外に職員の参集に時間がかかる場合は、先に参集した職員を初動班として、各種情報の収集伝達など初動活動にあてるものとする。

2. 災害情報等の収集・伝達計画

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震・津波情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

(1)緊急地震速報

①緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）等は、テレビ・ラジオを

通して住民に提供する。なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

②緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報・地震情報・津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

町・放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を遠隔吹鳴システム等により、住民等への伝達に努めるものとする。

(2)津波警報等の種類及び内容

①津波警報等の種類

ア．大津波警報（特別警報）及び津波警報

担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ．津波注意報

担当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ．津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

②発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報・津波警報または津波注意報を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が「8」を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

【大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表基準】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- (注) 1. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
2. 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
3. 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
4. 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

【津波予報の発表基準】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り・海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3)地震・津波に関する情報の種類と内容

①地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	○震度3以上 〔大津波警報（特別警報）・津波警報または注意報を発表した場合は発表しない〕	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○大津波警報（特別警報）・津波警報または注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

各地の震度に関する情報	○震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	○顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

②津波に関する情報

津波警報等が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が発表される。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表。〔発表される津波の高さの値は、(2)の①(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される、沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報(特別警報)	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報(特別警報)又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまで「観測中」と発表する。

※沿岸から100km 程度以内にある沖合の観測点での最大波の観測値及び推定値の発表内容は、以下のとおりである。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

※津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

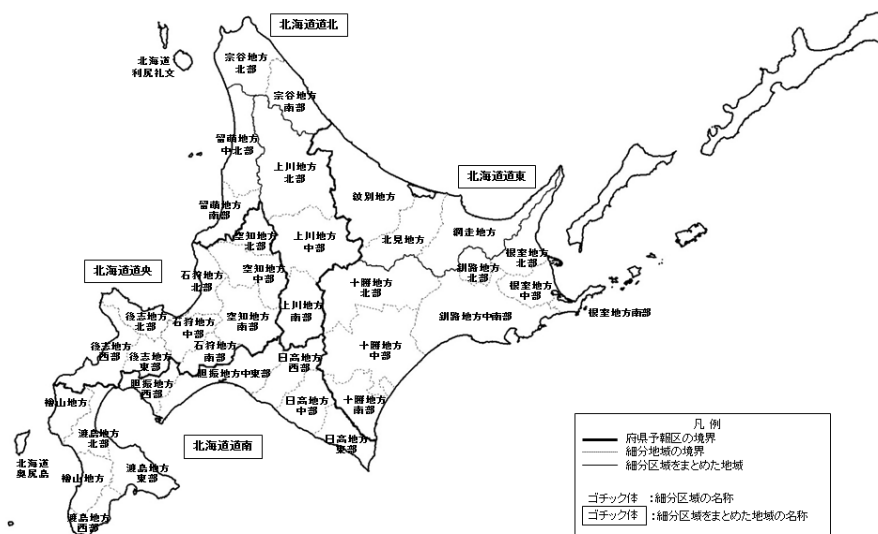
④沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測地に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

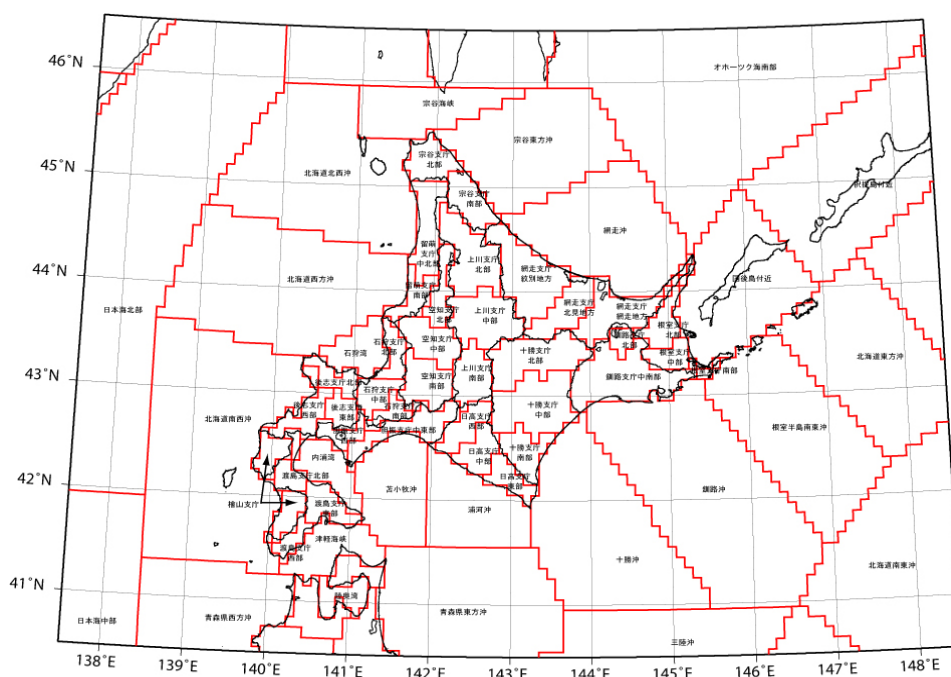
(4)地震・津波に関する情報に用いる地域名称・震央地名・津波予報区

①緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

北海道地方



②震央地名



②津波予報区

気象庁及び札幌管区気象台は、北海道の6予報区の沿岸に対し津波予報を発表している。



(5)地震・津波に関する伝達

気象官署が発表する注意報及び警報等の伝達は、「第3章第2節 気象業務に関する計画」を準用するものとし、電話・無線・その他最も有効な方法により迅速に通報・伝達するものとする。

【気象庁震度階級関連解説表】

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っているほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）・鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁・梁・柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁・梁・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁・梁・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁・梁・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁・梁・柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ、亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁・梁・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁・梁・柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

■地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。更に揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水・停電が発生することがある。
鉄道の停止・高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ・速度規制・通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認・見舞い・問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起ることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破 損、脱落	体育館・屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱・壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損・脱落することがある。

(6)異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長・消防署又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

- ①地震に関する異常気象事項 頻発地震・異常音響及び地変
- ②水象に関する異常気象事項 異常潮位又は異常波浪

(7)情報等の収集及び伝達

「第3章第2節 気象業務に関する計画」の定めるところにより、防災関係機関の通信機能を総動員し、情報の収集及び伝達を行う。

①海面監視

津波襲来に備えた監視体制については、江差消防署及び江差町消防団等の協力を得て的確な情報収集を行う。その場合、監視にあたる者の安全確保に十分配慮し、原則として津波浸水予想地域の外の高台から監視を実施する。

②町の報告

- ア. 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5以上を記録した場合、第一報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- イ. 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- ウ. 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5353-7537	03-5253-7553
消防防災無線 （注1）	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク （注2）	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5017	5017

「*」各団体の交換機の特番です。

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワークです。

（注2）消防庁・都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワークです。

（注3）省庁等の指定行政機関・都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワークです。

【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 （注1）	電話	*-90-49175
	FAX	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク （注2）	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5017

3. 通信連絡対策

（1）通信連絡の方法

災害時の通信連絡は、「第5章第1節 災害情報通信計画」の定めるところによる。

（2）無線局の確保

無線固定局・基地局を災害から極力守り無線の安全を確保する。停電の場合は、発電機等により電力を供給し通信を確保する。

（3）移動無線局・携帯無線局

防災関係機関等のもつ移動無線局・携帯無線局を活用し有効適切な通信連絡体制を確保する。

（4）被害状況等の調査・報告

通信途絶時には、災害現地の実態を把握するため、本部は災害の実情に応じて各対策部の班員を派遣して、被害状況等を調査・報告させる。

（5）機動力による連絡体制の確立

交通及び電話等の通信不能地域の災害状況を把握するため、ヘリコプター・船舶・車両・オートバイ・自転車等の機動力を動員する連絡体制を確保する。

（6）放送局・新聞社・無線関係者との協力体制の確立

放送局・新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、北海道地方非常通信協議会の組織やアマチュア無線局等の協力を得て、通信の万全を図る。

(7)放送の優先利用

北海道知事及び町長は、緊急を要する場合で特別の必要があるときは、関係放送局に災害に関する通知・要請・伝達又は警告等の放送を依頼することができる。放送を依頼された放送局は、最も有効かつ適切な方法で関係地域全般に周知徹底するよう努めるものとする。

4. 災害広報計画

地震・津波における災害時には混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるように住民に対して正確な情報を迅速に提供するため、積極的に広報活動を実施するものとする。なお、この計画に定めのない事項は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めによるものとする。

(1)広報の内容

- ①地震に関する情報（震度・震源・危険区域等）
- ②津波に関する情報（特別警報・警報・注意報・危険区域等）
- ③避難について（避難勧告・指示の状況・避難所の位置・経路等）
- ④交通・通信状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込み日時・通信途絶地区）
- ⑤火災状況（発生箇所・避難等）
- ⑥電気・上下水道等公益事業施設状況（被害状況・復旧状況・営業状況・注意事項等）
- ⑦医療救護所の開設状況
- ⑧給食・給水実施状況（供給日時・場所・量・対象者等）
- ⑨衣料・生活必需品等供給状況（供給日時・場所・種類・量・対象者等）
- ⑩道路・橋梁・河川・港湾等土木施設状況（被害状況・復旧状況等）
- ⑪住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(2)広報の方法

町は、防災関係機関と連絡を密にし、広報車・ハンドマイク・遠隔吹鳴システム・掲示板等あらゆる広報媒体を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。なお、大地震の後は、混乱が生じ、人心が不安定な状況にあるので、情報を広報するときは、住民の不安を助長することのないよう十分留意する。

また、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者への伝達には十分配慮し、必要により地域住民・民生委員等の協力により迅速に伝達を行うものとする。

5. 避難対策計画

地震の発生に伴う災害により住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地帯の住民に対し「第5章第4節 避難対策計画」に定めるところにより、速やかに避難等の対応に当たるものとし、地震災害において特別に留意すべき点は以下のとおりである。

(1)避難実施責任者

地震の発生に伴う火災・山（崖）くずれ・津波等の災害により、人命・身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、次により避難の勧告又は指示を行う。

- ①町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し、避難のための立退の勧告（指示）、立退先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに檜山振興局長に報告する。（避難解除の場合も同様とする。）

②町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命・身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

③町長は、津波警報など津波の発生予報が発せられた場合、必要と認める沿岸地域の居住者・滞在者その他の者に対し、直ちに高台などの安全な場所へ避難するため、避難の勧告・指示を行う。また、避難の勧告・指示は遠隔吹鳴システムなど、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

(2)避難場所の選定基準

①緊急避難

地震発生により、家屋の倒壊、火災延焼等の危険から緊急に避難する一時避難場所は、次の基準により選定するものとする。

ア. 公園・広場等相当な広さを有し、周囲に防火に役立つ樹木・貯水槽等が存在すること。

イ. 周囲に崩壊のおそれのある石垣・建物・崖等がないこと。

ウ. 周囲に防火帯・防火壁が存在し、かつ延焼の媒体となる建造物あるいは、多量の可燃性物品のないこと。

エ. 地割れ・崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建物で、津波でも安全であること。

オ. 延焼の危険のあるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所へ避難移動ができること。

②収容避難

「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、避難収容場所・施設へ安全を確認のうえ収容する。

(3)避難方法

①避難誘導

避難誘導は、町職員・消防職員・消防団員・警察官・その他指示件権者の命を受けた職員があたるが、避難立退にあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

②移送の方法

ア. 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。但し、避難者が自力で避難することが不可能な場合は、町において車両・船艇等によって行うものとする。

イ. 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難・立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は北海道に対し応援を求めて実施する。北海道は、前記要請をうけたときは、関係機関に救援を要請する等、適切な方法により措置する。

(4)避難所の開設及び管理等

避難所の開設及び管理等については、「第5章第4節 避難対策計画」に定めるとおりとするが、特に災害が大規模である場合には、次の事項に留意する。

①避難状況の把握

大規模地震発生とともに、直ちに職員は町災害対策本部に参集するものとするが、参集途上において最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握するものとする。

②職員の派遣

町災害対策本部は、参集職員等の情報に基づき避難所の開設の必要度の高い所から職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。

③避難所と児童生徒の住み分け措置

避難所が学校である場合は、避難所の立入禁止区域を設定し、避難所と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

④避難行動要支援者対策

高齢者や身体に障がいのある避難行動要支援者のための場所を避難施設内に確保する。また、必要により社会福祉施設等に協力を依頼して避難行動要支援者を搬送し、介護の体制を図る。

⑤避難者のプライバシーの確保

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

(5)住民の留意事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また地震の規模により様々である。したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項に留意するものとする。

- ①家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておくものとする。
- ②避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- ③避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- ④避難行動要支援者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底しておく。

6. 救出救助計画

地震・津波災害によって、生命・身体の危険な状態にある者等を各防災関係機関との円滑な連携のもとに、救助又は救出するものとする。

(1)連携体制の確立

町は、救助救出活動にあたっては各機関との情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに迅速な救助活動を実施する。

(2)救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員・設備・機具器具を活用して救出を行うものとするが、救出用資機材が不足のときは、町内建設業者・運送業者・関係機関及び地域住民等の協力を得て行うものとする。

(3)関係機関等への要請

災害が甚大で、町内のみの動員又は町の資機材では救出が困難な事態の場合は、北海道・近隣市町村に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請を依頼するものとする。

(4)住民による初期救出の実施

大規模地震等の災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。したがって、自主防災組織を育成する中で、バール・ジャッキ等の救出用資機材の備蓄を図り、訓練を通じ使用方法の習得に努めるものとする。

(5)消防団の活動

震災時には、消防団は町災害対策本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても直ちに救出活動を行い、住民による救出の推進役を果たすものとする。なお、救出活動においては警察等と緊密に連携し実施するものとする。

7. 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、地震発生時には、可能な限り出火防止・初期消火・延焼拡大防止等の防止に努めるとともに、地域住民や自主防災組織等の協力により住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、「第4章第9節 消防計画」の定めによるものとする。

(1)消防活動体制の整備

町及び消防署は、町内における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い整備しておくものとする。

(2)火災発生・被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- ①住宅密集地域の火災危険区域
- ②崖崩れ・崩壊危険箇所
- ③津波等による浸水危険区域
- ④特殊火災危険区域（危険物）

(3)被害情報の早期把握

通報・参集職員・消防団員・地域住民等からの情報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、活動体制を整えとともに、消防本部等防災関係機関に災害の状況を報告するものとする。

(4)消 防 活 動

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難経路確保の消防活動を行う。また、同時に複数の延焼火災を覚地した場合は、重要かつ危険度の高い施設及び地域を優先に消防活動を行う。

(5) 応急救出活動

震災時の混乱した状況下における救出活動は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに緊急性の高い傷病者・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を優先して行うものとする。

(6) 救助資機材の調達

家屋の倒壊等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合には、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行うものとする。

(7) 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急措置等を行う。なお、消防団等が到着したときはその長の指揮に従う。

(8) 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- ① 消防相互応援
- ② 広域航空消防応援
- ③ 緊急消防援助隊による応援

(9) 住民の運動

- ① 使用中のガス・石油ストーブ・電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- ② プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ③ 電気器具は電源コードをコンセントからはずしておく、又は、ブレーカーを落とす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- ④ 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で助けを求める。
- ⑥ 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生後、救助・救急要請等必要な情報のみ通報する。

8. 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

(1) 応急対策の実施

津波予報が発表された場合は、警戒巡視体制をとり、海面監視を行うとともに磯釣り等は行わないよう広報する。その際、対象者に漏れなく、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

(2) 津波の警戒

町及び関係機関は、札幌管区気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

① 江 差 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避・テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

②北 海 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。更に、漁港・海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集・伝達を行う。

③江差警察署

札幌管区気象台が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

④江差海上保安署

緊急通信等により、船舶に対する「大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報」の伝達は、国際VHFを使用し「第一管区海上保安本部」から周知し、海事・漁業関係団体等に対しては「函館海上保安部（台風津波協議会）」から周知する。なお、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対しても、沖合等安全な海域への避難・ラジオ・無線の聴取等警戒体制をとるための周知に努めるものとする。

(3)住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

①津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台などに緊急避難するよう伝達する。

②避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難指示(緊急)	津波災害から立ち退き避難する。

※津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみを発令する。

③避難対象区域の基準

基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域
津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域

※津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。

※遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

④避難勧告等の伝達方法

担当部署	伝 達 手 段		伝 達 先
町	北海道防災情報システムへの入力（公共情報コモンズ経由でマスメディアへ情報提供）	T V 放 送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
	広報車		住民等（巡回ルート）
	電 話		要配慮施設・避難支援関係者
	電 話		町内会・自主防災組織

	電 話	檜山振興局 函館開発建設部 函館地方気象台 江差警察署 等
江差消防署	消防車	住民等（巡回ルート）
	警 鐘・サイレン	住民等
	遠隔吹鳴システム又は電話	住民・消防団
教育委員会	電 話	学 校

⑤避難勧告等の発令

避難の勧告・指示については、「第5章第4節 避難対策計画」に定めるところによるものとするが、特に、津波警報が発表されたとき、津波関係情報が入手できない場合でも強い地震（震度4程度以上）、若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるときには、町長は、直ちに住民等に対し避難の勧告又は指示を行う。

⑥避難誘導

避難誘導は、町職員・消防職員・消防団員・警察官・その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難が困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

(4)津波発生時の避難

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

(5)避難誘導・支援

町職員・消防職員・消防団員・警察官など避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

(6)災害状況の調査

北海道・江差警察署及び江差海上保安署は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集にあたり、防災関係機関に通報する。

(7)海上交通安全の確保

江差海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置をとる。

- ①津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外・沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。
- ②港内等船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

9. 生活関連施設対策計画

生活に密着した施設（簡易水道・電気・通信及び放送施設等）が地震により被災した場合には、住民生活に重大な支障が生じるので、各施設の事業者は迅速に応急復旧対策を実施し、住民の生活維持・安定に努めるものとする。

(1) 簡易水道等

① 応 急 措 置

町は、地震発生後速やかに水道施設の被害調査又は点検を行い、被害状況を把握する。被害が判明した場合には、あらかじめ定められた応急復旧計画に基づき速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。また、復旧用資機材等が不足する場合には、関係業者・他市町村、又は必要により北海道に協力を求める。

② 広 報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み・給水拠点等について広報車等を利用して広報を実施し、住民の不安解消を図る。

(2) 電気・通信・放送

電気・通信・放送の各事業者は、それぞれの応急復旧計画に基づき施設の被害調査・点検、また速やかに応急復旧対策を実施し、住民の生活の維持・安定を図るものとする。

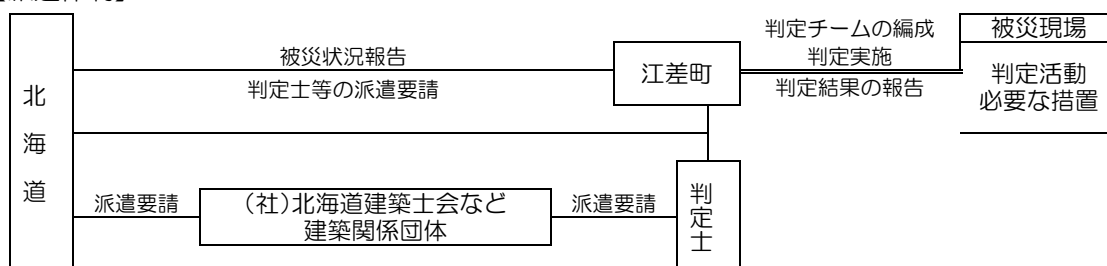
10. 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる、二次災害を防止するため地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は次のとおりである。

(1) 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士により、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。応急危険度判定士は、北海道に派遣を要請するものとする。

【派遣体制】



(2) 応急危険度判定の基本事項

① 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

② 判定開始時期・調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

③ 判定の内容・判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定内容は、次のとおりである。

○危険「赤」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

○要注意「黄」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

○調査済「緑」：建築物の損傷が少ない場合である。

④判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であるため、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(3)石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、北海道は町と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

11. その他必要な対策

その他必要な対策については、「第5章 災害応急対策計画」の各節に定めるところにより実施し、震災時の応急対策に万全を期する。

第4節 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。